

平成 20 年度第 2 回理事会次第

日 時 平成 20 年 7 月 27 日 (日) 10 : 00

会 場 千葉県社会福祉センター4 階会議室

1. 出席者及び資料の確認

2. 開会

3・会長挨拶

4. 議 題

(1) 報告事項 (事前送付資料によりご確認ください)

- ① 委員会報告
- ② 事務局報告
- ③ その他

(2) 議事

- ① 「虐待対応専門職チーム」および「地域における虐待対応研修実施体制構築」モデル事業への取り組みについて
- ② 会と会員間の契約関係について
- ③ 理事会内の連絡方法について
- ④ 本会の担うべき社会貢献活動について
- ⑤ 平成 20 年度の収支見込の把握・会員としての活動における金銭の透明化について
- ⑥ その他

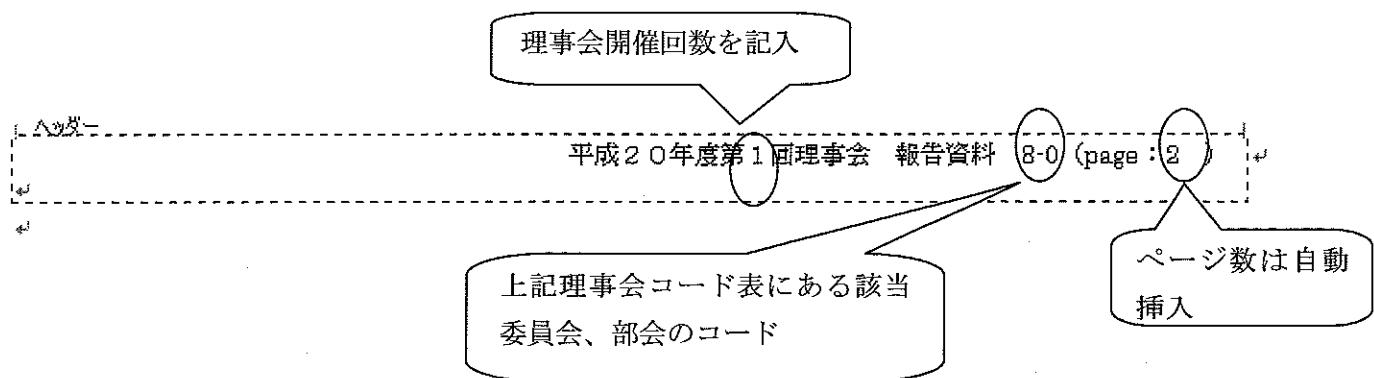
5. 千葉県健康福祉部健康福祉政策課ミニタウンミーティング

6. 閉会

理事会資料 資料コード表

委員会部会名称	資料コード
総務委員会	1-0
企画部会	1-1
広報部会	1-2
総合相談委員会	2-0
地域包括支援センター一部会	2-1
相談事業部会	2-2
研修委員会	3-0
研修啓発部会	3-1
ケアマネジメント部会	3-2
外部評価委員会	4-0
介護サービス情報公表事業部会	4-1
第三者評価検討部会	4-2
権利擁護センターばあとなあ千葉運営委員会	5-0
事務局	8-0
その他	9-0

理事会資料原紙 表題の説明



企画部会 報告資料

1. 地域集会 世話人会について

開催日時等：平成 20 年 6 月 28 日（土）13：30～ 千葉県社会福祉センター 2F 会議室

参加者：各地区の世話人 9 名、企画部会員 7 名

内容：各自自分自身のこれまでの地域集会への関わりと、地域の活動状況について詳しく話すというボリュームのある自己紹介の後、比較的活動が活発な地区の実践を詳しく発表してもらった。この発表で、現状の地域集会開催に当たっての問題点を確認すると同時に、今後地域で開催する際にモデルケースとして検討してもらうよう各地区の世話人に依頼した。

2. 世話人会で出た意見を基にした今後の地域集会のあり方について

開催の方針：

- ・これまで「会員の交流」を、地域集会の主たる目的として考えてきたが、公益団体として地域の福祉の発展に寄与するため、参加要件から「会員であること」を外し、より多くの福祉の現場で働く専門職や福祉従事者の参加を促進する。
- ・活動内容としては、各地域で独自に行っていくことが望ましいが、会員拡充につながる内容とすることを依頼。
- ・企画部会として、講師の派遣依頼などを受ける体制は整えず、あくまでも地域資源を活用することを前提とする。

予算について：

- ・昨年度までは、地域集会の開催一回につき 2 千円の補助金が出ていたが、今年度は予算がないため、補助金については廃止し、その代わり地区に在住・在勤している会員数分の切手及びタックシールは開催回数分、配布する。
- ・原則として、予算の出納は地域集会ごとに決算し、会場費や備品等も含め、それぞれ地域集会で独立して採算を出すようにして欲しい、と依頼する。

3. 今後の世話人会及び地域集会開催について

- ・「開催報告」「実施報告」の二種類の様式を作り、世話人会にて情報を集約できるよう体制を整えるが、記載事項についてはシンプルなものとし世話人に負担がかからないように工夫する。
- ・世話人会内部の連絡のため、世話人会のメーリングリストを作ることに賛同いただいた。
- ・広報活動として、開催報告に記載する情報を会のホームページにアップしてもらうよう依頼することとする。
- ・理事の参加に伴う交通費など、今後予算編成にかかる部分の検討を優先して行う。
- ・今年度中に地域集会のあり方を示す「要綱」「規定」を作り直すこととする。
- ・次回の世話人会を 2 月に開催し、今年度の実施状況の報告を行うこととする。

広報部会 報告事項

平成 20 年 7 月 27 日 (日)

1. 『点と線』の発送作業について

○第 65 号の発送作業について

- ・7月 25 日 (金) 19:00 ~
- ・柏市地域生活支援センター「あいネット」会議室にて行う。
- ・参加人数等は、資料作成時は未確定 (7月 11 日現在)。

○今後の発送作業について

- ・企画部会の「地域集会世話人会」(平成 20 年 6 月 28 日開催)にて、地域集会の地区割り単位で『点と線』の発送作業を行うことについて検討を依頼。地区 7 (千葉市中央区、若葉区、緑区) で 10 月に、その他日程は未定だが地区 10 (船橋市、鎌ヶ谷市) で、行うことを検討する、との回答を得た。

2. 『点と線』メール配信への切り替えについて

○メーリングリストの統合について

- ・現在、事務局から、①研修などの情報をメールにて受信している会員 (235 名) のメーリングリストと、②『点と線』をメールで受信している会員 (99 名) のメーリングリストの二つがあり、事務局にて統合を検討している。
- ・郵送費、印刷費の削減という観点からも、広報部会としても今後メール配信を増やしていきたいと考えがある。五十嵐総務委員長より①の会員向けに『点と線』を自動的にメール配信に切り替える (特別な理由が無い限り配信に切り替える) という旨のメールを平成 20 年 7 月 14 日に発信した。
- ・メーリングリストに重複して掲載されている方もいるので単純計算はできないが、100 名分に近い切り替えが可能と見込まれる。

3. その他 (今後の検討事項)

○『点と線』メール配信に伴う紙面のレイアウト変更について

○会のパンフレットの内容再確認 (職場名など)。

○『点と線』第 66 号の編集会議

○その他

※次回広報部会 : 平成 20 年 7 月 30 日 (水) 19:30 ~

千葉県社会福祉士会 事務局にて

外部評価委員会報告

評価機関同士の連携の話・・・コミュニティケア研究所（以下 CCI と称す）よりの提案

- ・ 6 月 20 日 CCI よりメーリングリスト（以下 ML と称す）立上げの誘いがあり
- ①趣旨・・・評価機関同士の ML を立上げ、意見交換・勉強会等横のつながりを探っていきたい
 - * 最終的には調査機関の調査の質の向上を目指したい
- ②参加機関・・・7 月 15 日現在 16 調査機関のようです（ML 上の情報）
 - * 当会は 6 月 26 日、会長の承認のもと参加
 - * 当初私個人のアドレスが登録されたが、会によるチェック機能が必要なため事務局のアドレスも登録し、常にやり取りをウォッチできる状態にした
(事務局の PC で現在まで及び今後のやり取りすべて閲覧可能です)
- ③現在の状況・・・ML の参加資格、目的、ML 情報の使用方法について問題を提起したところ、賛同者もあり 8 月 11 日に意見交換会を開催することになりました
(問題点)
 - ・ 調査機関同士の連携、情報交換の目的で出発するも、個人参加が加わっている
(調査機関の責任者でない人の参加を認めている)
 - ・ やり取りが調査の質の向上とは関係のないものになっている
例) 事業所の調査票記入代行を統一した価格にしては? 等
 - ・ ML でのやり取り情報の機関内での使用にかなり制限をかける運用規則案
- ④その他・・・8 月 11 日の結果は事務局を通じ配信することは可能です

<最初の段階での ML の誘い等は CC で千葉県の評価推進室にも配布されています>

介護サービス情報公表部会

1. 報告事項…以下の目的で部会開催

議事 (予定)

日 時 : 7月 10 日(木)19時より
場 所 : 社会福祉センター4階 事務局にて
参加者 : 丸・和田・佐々木

会議について

- ・7月 11 日(金)の会議次第となります。

- ・新人自己紹介
- ・テキスト説明(館澤・丸)
- ・WEB 入力等説明・事務連絡(和田)
- ・連絡網の確認

※ 会議終了後、新人へ調査についての流れを説明することにいたしました。

調査員の謝金について

- ・公表手数料について金額が決定したので調査員(主・副)についての報酬についても検討の必要あり。

主・副の役割等について

- ・調査を行ううえで、調査員間でのばらつきを防ぐため、調査についての注意事項等をとりまとめを作成することとなりました。また、主・副の役割を明確にする為、役割(案)を作成中です。後日丸氏がまとめて伺いを依頼する予定です。

現段階での主・副の役割(案)

主 : 事業所との打ち合わせ
調査の進行
調査後、副による WEB 入力の確認
副 : 調査後、確認事項を WEB 入力

WEB 入力等について

- ・事業所からの WEB 入力等問い合わせは、事務局が対応をするものといたします。
- ・調査後の WEB 入力に関しては、調査員の責任において行うものといたしますので、WEB 責任者の配置につきましては必要がないものといたします。
- ・主副の役割で触れてはいますが、WEB 入力は調査員が責任を持って行う為最終チェック者(前年度行っていた)は設けないことといたします。

地区責任者の役割について

- ・地区会議の開催
- ・調査が割り当てられた際に調査員への割り当てについて取りまとめ作業を行っていただきます。
- ・事務局から地区割りについて配布されたものを管理し、調査に支障のないよう各調査員へ確認作業を行っていただきます。

2. 予算執行予定及び調査員別の調査予定事業所数一覧（10 件以上）を決まり次第理事会に報告

*現在 8 月上旬予定

3. 今年度の割当て状況について…以下のとおり（割当てリストは 29 日受領予定）

介護サービス情報公表事業の調査実施件数通知書

健 指 第 1091 号

平成 20 年 7 月 14 日

社団法人千葉県社会福祉士会

会 長 山崎 泰介 様

千葉県健康福祉部健康福祉指導課長

(公印省略)

平成 20 年度の介護サービス情報公表事業の調査実施件数については、下記のとおり通知します。

記

- 1 平成 20 年度の調査実施件数は、270 件程度とする。
ただし、通知する実施件数は概算数であるので、承知置き願いたい。
- 2 別添「承諾書」を平成 20 年 7 月 25 日（金）までに提出すること。

第三者評価部会報告及び今後の展望

1. 報告事項…下記議事録を御参照ください

平成 20 年度第一回第三者評価検討部会議事録

日 時・平成 20 年 7 月 4 日（金）PM 7 時～PM 9 時

場 所・千葉県社会福祉センター 3F 会議室

出席者・部会員 11 名（耀英明、五十嵐伸光、小糸武巳、柴崎恵美子、田代和美、豊嶋隆司、成瀬えみ子、細田真知子、水野谷繁、矢島陽一、山内敏夫）

1. 第三者評価部会役員選出について

- 正・副部会長については、五十嵐さんと豊嶋さんは執行部の仕事で顔を合わせることが多いので、当面、部会の運営等は二人で話し合って進めることにする。正・副部会長を引き受けても良いと思う人は、メールで二人まで連絡する。
- 会計については、会計のチェック、予算・決算は部会で行うが、年度末の交通費等の振込みは事務所で行ってもらえないか、豊島さんから交渉する。

2. 第三者評価事業の推進について

（五十嵐さんから資料が配布され、それを参考しながら話し合いを行う）

- 営業・調査について・千葉県の今日（7 月 4 日）までの第三者評価の受診件数は全部で 84 件でした。
[参考]

NPO 法人 ACOBA ・ 29 件

ヒュウーマンウェア・コンサルティング㈱ ・ 25 件

社会福祉士会第三者評価部会としては、今年度は積極的に営業を行わない。介護サービス情報公表調査とセット受診の申し込みがきた場合は、その時検討する。両方の調査員としての資格があれば、同じ人でもかまわないと、調査に要する手間や調査内容が違うので、同じ人が両方を同時に調査するのは困難が予想される。五十嵐さんの勤務する施設で昨年セット受診を実施してみたところ、90%位が第三者評価の事務になったとのこと。特定事業所集中減算逃れのための第三者評価は、「質の担保」を保持したいので社会福祉士会第三者評価部会としては行わない。但し、3 年間 1 件も第三者評価機関として評価実績を上げないと指定が取り消されるので注意する。

[参考]

- ①福祉サービス第三者評価の評価結果で c 判定がなく、かつ a 判定が判定項目の 90% 以上である場合には、特定事業所集中減算を免れることができる。
- ②千葉県社会福祉士会の指定は平成 19 年 1 月 1 日となっているので、平成 22 年 10 月 31 日までに、最低 1 件は第三者評価を行わないと指定取り消しとなる。
- 調査員について・現在、管理系の調査員が少ないので、管理系の調査員を募集し調査体制作りを行う。今年度評価実施が難しい場合、調査員としての資格の件もあるので、他の調査機関に事情を説明して調査員登録し、調査員として実際に体験するという方法も考えてみる。
- 調査～評価について・「質の担保」のために、社会福祉士会として独自のガイドラインを作成する。

この件に関しては、矢島さんを中心に行う。とりあえずは、資料のある知的障害者施設について作成する。

- ・ 費用について・・WAM NET 掲載の千葉県社会福祉協議会の費用は、
居宅系サービス：基本料金 150,000 円 + 諸経費
施設系サービス：基本料金 200,000 円 + 諸経費
となっているので、社会福祉士会はこれを参考にこれから考えていく。
- ・ 今年度、社会福祉士会として講習会を行うか後日検討する。
- ・ 交通費について・・今まででは人数も少なかったので一年分を現金で手渡しをしていたが、今年度からは年度末に振込みで支払うことにする。

3. 部会委員の名簿作成について

- ・ 連絡用のメールは、今までと同じように使用する。
- ・ 部会員名簿の会への提出は、当面氏名とするが追加で必要事項があればその都度連絡し了解を得ながら行う。

次回の第三者評価検討部会は、追って連絡する。

以上

会議録作成人 成瀬えみ子

2. 今後の展望

①部会役員の育成

次期の部会長が部会で決められない状況を改善し、自立した運営を目指す

②調査員の増員

現在の調査員の問題点としては以下のとおり

- ・組織管理系の調査員が圧倒的に不足
- ・福祉系調査員も他の調査機関に所属していたり、勤務の都合で時間調整が難しい人が多い

③評価基準が不明瞭

減算逃れの調査を受任した場合公正な評価ができない

- ・今後、評価判定基準の作成をすすめる方向である

④その他…調査料も含め必要な整備をすすめる

ばあとなあ千葉第 3 回運営委員会報告

実施日時 20 年 7 月 3 日 (木) 18 時 30 分～ 21:00

実施場所 社会福祉センター 4 階会議室

出席者 石山・井上・市川・小川・岸・朽名・篠田・鈴木・土井・鳥羽田・矢島・吉田

議題 ① 研修 支部委託養成研修 最終確認

第 11 期 成年後見人養成研修（通信）支部推薦 応募者 6 名 → 推薦 4 名枠

活用講座（10 月 8 ~ 9 日）講師割り振り（家裁と後見支援センターに講師依頼する）

② 広報 ばあとなあ千葉ニュース第 15 号発行について

③ 虐待対応 虐待対応専門職チームの窓口について。弁護士と共に行なったアンケートの集計が
出ており、11 日前に総合相談委員会へ引継ぎを行ないたい。

弁護士との権利擁護に関わる勉強会は今後も継続していく。

④ コーディネート 家裁への推薦状況（4 月～ 6 月まで）計 18 件

コーディネートは多くの人が関わり 6 名体制で行なっていく。

新しい登録員から依頼していく。登録員数は多いがいざ依頼すると断られることが多い。地域にはらつきがある。

⑤ 法人後見 現在の取り組み状況

法人後見に関する要綱（案）確認 → 目を通して次回

* 以下登録員研修で出た意見

⑥ ばあとなあ千葉の運営マニュアル作成について → 行なう。

⑦ ホームページでばあとなあ千葉についての情報が欲しい → すでに作成してある資料に手を
加える。運営委員会の簡単な報告を載せる。頻繁に更新が必要のない内容にする。

⑧ 地区ごとの研修会・集まりについて → 弁護士も含めた専門職の集まりを企画していく。

それぞれの地区で勉強会を呼びかける（日程がきまればニュースに載せる）

⑨ 新人を応援する体制 → ⑧のような集まりの中で可能になる。

⑩ 次回からの登録員研修のあり方 → 準登録員と登録員研修を午前・午後に分けて行なう。

* その他

⑪ 実務の手引きの在庫が少なくなったため増刷をしたい。

次回 9 月 6 日 (土) 成年後見人養成研修最終日に反省会を兼ねて行なう。

事務局報告

○ 本部

第11期 成年後見人養成研修支部推薦 7月7日（月）

推薦者4名 鳥潟 哲雄 近藤 瞳子 犬伏 謙介 宮本 佳子

○ 外部委員（推薦）

・千葉県社会福祉協議会 第2回千葉県福祉人材確保のための戦略プログラム検討委員 林 房吉

・千葉県健康福祉部 千葉県地域リハビリテーション協議会委員 染野貴寛

○ 後援依頼

・千葉県言語聴覚士会 第3回県民公開講座の後援申請 10月5日（日）

* * * * 会員情報 * * * *

7月15日現在

正会員：1017名（転入者：0名 転出者1名 新規入会者45名 6月本部情報より）

事務局からのお願いです。

各委員会、部会からの文章で会員および外部(本部含)に宛てるもの、特に会長名で発送するものについては、発送前に三役に確認取りますので時間的余裕を持って事務局へお送り下さい。

また、事業において三役の出席、挨拶を希望される場合は必ず事前に御連絡下さい。事務局員の協力を求められる場合も同様です。日程、内容により必ずしも御要望に添えない場合もありますので御了承下さい。研修の受付等は基本的に担当委員会・部会にてお願いいたします。

千葉県社会福祉士会規程類チェック20080713 00総括表

平成 20 年度第 2 回理事会提示資料

平成 20 年度第 1 回理事会 議題②イ. 理事特任担当業務案「諸規程整備」について

諸規程整備特任担当理事：稻永

下記のとおり、現行の定款及び諸規程をチェックしたので報告する。なお、チェックのみでも相当の作業時間を費やし、本業に少なからずの影響を及ぼしており、改正作業を一人でかつ無償で行うものではなく、また、そのつもりもないことを申し添える。

改正に際しては、会として適切に役割分担及び外部委託を行うことにより、確実に実施していくことを期待する。

記

現行の定款及び諸規程のチェック結果について（詳細は個々に記載）

平成 20 年 7 月 13 日現在

00 総括表

01 定款

02 会員の入会に関する規則

03 会費等に関する規則

04 役員選出規則、役員選出細則

05 就業規程

06 経理規程

07 職員給与規程

08 講師料等支払規程

09 情報公開規程

10 事務処理規程

11 事務局の組織及び運営に関する規程

12 費用弁償に関する規程

13 委員会の設置及び運営に関する規程

14 組織規程

15 役職員慶弔見舞金規程

16 法人後見に関する規程

17 代議員選任規程

99 その他

千葉県社会福祉士会規程類チェック20080713 01定款

01 定款

< 改廃手順 >	総会議決（正会員数の 4 分 3 以上）、千葉県知事の認可
----------	-------------------------------

分 類	条 項	内 容
条項不備	全般	実際には多くの規程類が、定款の条文を参照しているが、規程類に委任している内容なのかどうかがあいまいであり、非常に読みにくい。また、「定款に別に定める」が多く、構造的な条文構成になつてない（例えば総会の多数議決内容が場当たり的に記載されていること）ため、これまた非常に読みにくい。
他規程参照	第 2 条	情報公開規程 第 4 条第 1 項
他規程参照	〃	事務局の組織及び運営に関する規程 第 2 条第 1 項
他規程参照	〃	役職員慶弔見舞金規程 第 2 条第 3 項
他規程参照	第 4 条	組織規程 第 1 条
他規程参照	第 4 条	組織規程 第 1 条
他規程参照	第 5 条	役員選出規則 第 3 条第 2 項、第 6 条第 1 号
他規程参照	第 5 条第 1 号	会員の入会に関する規則 第 2 条
他規程参照	第 5 条第 2 号	会員の入会に関する規則 第 4 条第 1 項
他規程参照	第 6 条	会員の入会に関する規則 第 3 条第 1 項、第 5 項、第 7 項
条項不備	第 6 条第 1 項	「別に定める入会申込書」が規定類上は定められていない。
運用不備	〃	「入会の承認」の運用が実際には実施されていない。
条項不備	第 6 条第 2 項	「別に定める入会金」が規定類上は定められていない。
条項不備	第 7 条	「別に定める退会届」が規定類上は定められていない。
他規程参照	第 10 条	会費等に関する規則 第 1 条
他規程参照	第 10 条第 1 項	会費等に関する規則 第 2 条第 1 項（参照条文番号に誤り、正しいなら第 10 条第 1 項で「別に定める」が定められていない）
他規程参照	第 10 条第 2 項	会費等に関する規則 第 3 条第 1 項（参照条文番号に誤り、正しいなら第 10 条第 2 項で「別に定める」が定められていない）
他規程参照	第 10 条第 3 項	会費等に関する規則 第 4 条第 1 項（参照条文番号に誤り、正しいなら第 10 条第 3 項で「別に定める」が定められていない）
他規程参照	第 12 条第 2 項	役員選出規則 第 1 条（ただし規則の目的の内容と、定款の参考条文の内容がおかしい）
他規程参照	第 14 条第 2 項	委員会の設置及び運営に関する規程 第 6 条第 1 項
他規程参照	〃	組織規程 第 2 条第 4 項（第 3 項が「削除」となってないので第 3 項か、参考条文も誤り）
他規程参照	〃	組織規程 第 4 条第 2 項（参照条文番号に誤り）
条項不備	第 16 条	理事についての自己契約の原則禁止と理事会による禁止の除外の規定を定める必要がある。
他規程参照	第 16 条第 2 項 第 3 項	費用弁償に関する規定 第 1 条
他規程参照	第 20 条	「定款に別に定める」 定款第 6 条第 1 項、同第 2 項、第 10 条、第 12 条第 2 項のことか
他規程参照	第 21 条第 1 項	「定款に別に定める」 定款第 13 条第 4 項第 4 号
他規程参照	第 22 条第 1 項	「定款に別に定める」 定款第 13 条第 4 項第 4 号
条項不備	第 22 条近辺	審議の対象を第 23 条第 3 項に限定し、緊急動議を禁止する規定を定めた方がよい。
他規程参照	第 25 条第 1 項	「定款に別に定める」 定款第 9 条第 1 項、第 15 条第 1 項、第 16 条第 3 項、第 17 条第 2 項、第 35 条、第 37 条、第 38 条、第 39 条、第 40 条、第 42 条、第 43 条第 2 項、第 44 条、第 45 条第 2 項、第 47 条
他規程参照	第 29 条	「定款に別に定める」 定款第 6 条第 1 項、第 7 条のことか
他規程参照	第 31 条第 1 項	「定款に別に定める」 定款第 13 条第 4 項第 4 号
運用不備	第 33 条	定款第 27 条第 2 項を準用していることから、理事会議事録には議事録署名人 2 人以上が署名捺印する必要があるが、実際には運用されていない。
他規程参照	第 38 条	経理規程 第 1 条（ただし規程の目的の内容と、定款の参考条文の内容がおかしい）

千葉県社会福祉士会規程類チェック20080713 01定款

他規程参照	第 41 条	経理規程 第 4 条
他規程参照	第 45 条	事務処理規程 第 1 条
他規程参照	第 45 条第 2 項	事務局の組織及び運営に関する規程 第 7 条第 1 項
他規程参照	第 45 条第 4 項	事務局の組織及び運営に関する規程 第 1 条
条項不備	第 46 条第 5 号	「定款に定める機関」とあるが、機関について定款は定めていない。総会、理事会、事務局のことか。

千葉県社会福祉士会規程類チェック20080713 02会員入会

02 会員の入会に関する規則

< 改廃手順 >	総会承認（出席した正会員数の過半数の同意）
----------	-----------------------

分 類	条 項	内 容
一	全般	入会だけではなく、退会（通常の退会及び除名）の規則があった方がよい。
条項不備	第 5 条	「入会申込書」が規定類上は定められていない。
他規程参照	第 2 条	定款 第 5 条第 1 項第 1 号
他規程参照	第 4 条第 1 項	定款 第 5 条第 2 号
他規程参照	第 3 条第 1 項	定款 第 6 条
他規程参照	第 5 項	定款 第 6 条
他規程参照	第 7 項	定款 第 6 条
条項不備	第 7 条	〃
条項不備	第 8 条	「入会に関して必要な細目事項」（理事会）が必要であれば定める必要がある。

千葉県社会福祉士会規程類チェック20080713 03会費等

03 会費等に関する規則

< 改廃手順 >	総会承認（出席した正会員数の過半数の同意）
----------	-----------------------

分 類	条 項	内 容
他規程参照	第1条	定款 第10条
他規程参照 条項不備	第2条第1項	定款 第10条第1項（参照条文番号に誤り、正しいなら第10条第1項で「別に定める」が定められていない）
他規程参照 条項不備	第3条第1項	定款 第10条第2項（参照条文番号に誤り、正しいなら第10条第2項で「別に定める」が定められていない）
他規程参照 条項不備	第4条第1項	定款 第10条第3項（参照条文番号に誤り、正しいなら第10条第3項で「別に定める」が定められていない）
条項不備	第5条	「会費等に関して必要な細目事項」（理事会）が必要であれば定める必要がある。例えば、年度の中途中での入会等の扱いについてを定める必要がある。

千葉県社会福祉士会規程類チェック20080713 04役員選出

04 役員選出規則

< 改廃手順 >	総会承認（出席した正会員数の過半数の同意）
----------	-----------------------

分 類	条 項	内 容
他規程参照 条項不備	第 1 条	定款 第 12 条第 2 項（ただし規則の目的の内容と、定款の参考条文の内容がおかしい）
他規程参照 条項不備	第 3 条第 2 項	定款 第 5 条
他規程参照 条項不備	第 5 条第 2 項	「外部理事候補者の選出規準」（理事会）を定める必要がある。
他規程参照 条項不備	第 6 条第 1 号	定款 第 5 条
条項不備	第 8 条第 2 項	「選挙管理委員の公募方法等の細目」（理事会）を定める必要がある。
条項不備	第 10 条第 2 項	「投票方法等の細則」（理事会）を定める必要がある。
条項不備	第 11 条	「役員に欠員が生じた場合の措置」（理事会）を定める必要がある。

04 役員選出細則 . . . チェックしていない
 役員選出細則が既に定められているので、上記と同様の不備がないかどうか、また、先般実施した選挙方法を振り返ったうえで、所要の改正を行う必要がある。

千葉県社会福祉士会規程類チェック20080713 05就業規程

05 就業規程

< 改廃手順 > 理事会承認（出席した理事の過半数の同意）

分類	条項	内 容
条項不備	一	就業規則の制定に際して、労働者代表の意見聴取の手続きを実施したという記録がない。
他規程参照	第 1 条	事務局の組織及び運営に関する規程 第 9 条
条項不備	第 3 条	「上司」の用語は不当である。
条項不備	第 4 条第 3 号	所定労働時間又は就業時間中に限定すべきである。
条項不備 法令違反	第 5 条第 4 項	「所定の手続き」を定める必要がある。 労働契約書を交付していない。
条項不備	第 6 条第 1 号	手続きのためであるなら、就業規則に書く必要はないとともに、健康保険、雇用保険もある。なお、これらのものを会が預かることはできない。
条項不備 運用の不備	第 7 条 第 8 条	勤務時間が実態と合っていないとともに、第 7 条（所定労働時間と休憩時間）と第 8 条（始業及び就業の時刻）の内容に矛盾がある。 また、社会通念上は問題ないと解しているが、出勤時刻の 1 時間繰上げとそれに伴う拘束時間の延長に関して、労働者に説明し合意を得たという記録がない。
他規程参照	第 10 条	職員給与規程 第 9 条
条項不備 法令違反	第 10 条	三六協定の締結と労働基準監督署への届出を行わずに、法定労働時間を超える労働を行っている。職員給与規程の参考条項に誤りがある。（第 10 条ではなく第 9 条である。）
条項不備	第 11 条第 5 項	年次有給休暇の取得に関して事務局長の「承認」は必要ない。5 日を超える請求に関して、事務局長は時季変更権行使することはできる。 止むを得ない場合の年休の事後承認の規定を設けるべきである。
条項不備	第 12 条第 2 項	公の職務についても職務免除を行うべきである。
条項不備	第 12 条第 2 項 第 3 号	「会長の承認」ではなく、「事務局長の承認」とすべきである。
条項不備	第 13 条各項	その他の休暇を取得した場合の有給、無給の扱いを定めるべきである。
条項不備	第 13 条第 5 項 第 2 号	「保健婦」の用語は不当である。
条項不備	第 15 条第 2 項 第 15 条第 3 項 第 16 条	「申し出で許可」（第 15 条第 2 項）、「届け出でその承認」（第 15 条第 3 項）、「申し出で承認」（第 16 条）を区別する必要があるとは考えられない。
条項不備	第 15 条第 3 項	複数回の遅刻又は早退は欠勤となることを定めるべきである。
他規程参照 条項不備	第 17 条第 2 項	「出張に関する手続き及び出張旅費」が規定類上は定められていない。
他規程参照	第 18 条	職員給与規程
条項不備 法令違反	第 23 条	労働者側からの退職の申し出は 14 日前までである。月給制の場合は月の前半までである。また、「退職について承認があるまでは、従前のとおり勤務しなければならない」は、退職日以降も含むのであれば強制労働禁止の条項に引っかかる可能性がある。なお、申し出とともに残り期間を年休とすることを拒むことはできない。
条項不備	第 24 条	懲戒解雇に関する定めがないので、罪刑法定主義の立場から、懲戒解雇はできないことになる。にもかかわらず、第 26 条で「懲戒解雇」、第 28 条でも「免職」（用語不当）を使用しているのは適切ではない。
他規程参照 条項不備 運用不備	第 26 条	「別に定めるところにより退職手当」を定める必要がある。かつ、退職金の積み立て等を行っていないようである。
条項不備	第 28 条	「免職」の用語は不当である。
条項不備	第 30 条	防火管理者と推定するが、「担当者等」が不明である。

千葉県社会福祉士会規程類チェック20080713 05就業規程

条項不備	第 33 条	「この規程の実施に関して必要な細目事項」（理事会）が必要であれば定める必要がある。
一	附則第 2 項	退職手当は任意団体時代から通算されないことになるかもしれない。

千葉県社会福祉士会規程類チェック20080713 06経理規程

06 経理規程

< 改廃手順 >	理事会承認（出席した理事の過半数の同意）
----------	----------------------

分 類	条 項	内 容
他規程参照	第 1 条	定款 第 38 条
他規程参照	第 2 条	法令、公益法人会計基準、定款
他規程参照	第 4 条	定款 第 41 条
運用不備	第 5 条第 1 項	一般会計と特別会計に区分されていない。介護サービス情報の公表調査は特別会計とすることが求められている。
他規程参照	第 5 条第 2 項	企業会計における損益計算書原則、貸借対照表原則
条項不備	第 7 条	第 1 項により財政担当理事をおくことができることになっているが、何の権能も有さない。財政担当理事は作業員ではない。にもかかわらず、第 4 項により責任のみ負わされている。
他規程参照 条項不備	第 11 条	「必要な勘定科目」を定める必要がある。
条項不備	第 16 条	収支予算は定款第 38 条により、「総会の議決」を得なければならぬ。「総会の承認」ではない。
条項不備	第 17 条	収支予算は定款第 38 条により、「総会の議決」を得なければならぬ。「総会の承認」ではない。
—	第 21 条	予備費の執行についても、単に決算の承認ということではなく、予備費としてどのような理由により何に対してどう執行したか、事後の総会承認を求めるべきである。
他規程参照	第 22 条	公益法人会計基準
—	第 24 条第 2 項	多額（3 万円以上）については、経理責任者及び必要に応じ会長の承認とあるが、金額をいくらにするかはともかく、もう 1 段階、理事会の承認を求める段階を設けるべきである。
他規程参照	第 40 条第 1 項	公益法人会計基準
他規程参照	第 40 条第 2 項	企業会計原則

千葉県社会福祉士会規程類チェック20080713 07給与規程

07 職員給与規程

< 改廃手順 > 理事会承認（出席した理事の過半数の同意）

分類	条項	内 容
他規程参照 条項不備	第1条	就業規程 第18条
他規程参照 条項不備	第2条第2項	「事務局に勤務する常勤の職員以外の職員の給与」を定める必要がある。
他規程参照 条項不備 運用不備	第2条第3項	「退職手当」を定める必要がある。 退職手当の積み立てを行っていない。
条項不備	第3条第2項	期末手当が漏れている。
条項不備	第4条	賃金計算の始期と終期が規定類上は定められていない。
他規程参照 条項不備	第6条	「俸給表」を定める必要がある。
他規程参照 条項不備	第7条第2項	「初任給の決定に関する細目」を定める必要がある。
運用不備	第8条第1項	原則として毎年4月1日をもって基本給の昇給を行うことが規定されているが、実施していない。
他規程参照 運用不備	第9条第1項	第9条第2項の条項不備とともに、「代休」の解釈に誤りがあり、時間外勤務手当が正当に支給されていない。
条項不備	第9条第2項	「所定の1時間当たりの基本給の額」の計算の根拠が明確ではない。「その月の基本給の額を、所定労働時間で除して得た金額」とあるが、所定労働時間は毎月変動する。
他規程参照 条項不備	第10条第5項	「公共交通機関以外の通勤」の場合の通勤手当を定める必要がある。
—	第12条第3項	扶養手当の支給対象は「年間収入の合計額が1,300,000円以上と見込まれる者には支給しない」より、「本人が生計中心者でない場合は支給しない」の方がよいのではないか。
他規程参照 条項不備	第12条第4項	「扶養手当の額、支給手続き及び届け出方法等」を定める必要がある。
条項不備	第15条	「本俸」の用語は不当である。
条項不備	第17条	「この規程の実施に関する細目」（理事会）が必要であれば定める必要がある。

千葉県社会福祉士会規程類チェック20080713 08講師料等

08 講師料等支払規程

< 改廃手順 >	理事会承認（出席した理事の過半数の同意）
----------	----------------------

分 類	条 項	内 容
条項不備	第 7 条	「この規程に定めるほか、必要なこと」（理事会）が必要であれば定める必要がある。

千葉県社会福祉士会規程類チェック20080713_09情報公開

09 情報公開規程

< 改廃手順 >		規定なし
分 類	条 項	内 容
運用不備	第 3 条	「第 3 号 (会員名簿) を除き本会ホームページに公開する」とあるが、実施されていない。
他規程参照	第 4 条第 1 項	定款 第 2 条
—	第 4 条第 2 項	閲覧の時間は、「午前 10 時 00 分から午後 5 時 00 分まで」とあるが、「午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで」としてよいのではないか。
条項不備	—	規程を改廃するための手続きが盛り込まれていない。

千葉県社会福祉士会規程類チェック20080713 10事務処理

10 事務処理規程

< 改廃手順 >		事務局長の発議に基づき理事会承認（出席した理事の過半数の同意）

分 類	条 項	内 容
他規程参照	第1条	定款 第45条
条項不備 運用不備	第7条	「〇〇が不在の時」という表現になっているが、当会では通常は会長、副会長、事務局長、また、事務局長は常に不在であり、実態にそぐわない。
他規程参照 条項不備	第7条第3項	事務局の組織及び運営に関する規程 第6条（参照条文番号に誤り）
運用不備	第8条	「上司」の用語は不当である。
—	第9条	「（補則）」よりも「（委任）」の方がよい。
条項不備	第10条	「事務処理について別に定め」（理事会）が必要であれば定める必要がある。
条項不備	別表第1	実態にそぐわいものが見受けられる。（1、9）
条項不備	別表第2	実態にそぐわいものが見受けられる。（1、2、3）
条項不備	別表第4	別表第5とあるが、別表第4と考えられる。 実態にそぐわいものが見受けられる。（副会長1）

千葉県社会福祉士会規程類チェック20080713 11事務局

11 事務局の組織及び運営に関する規程

< 改廃手順 >	理事会承認（出席した理事の過半数の同意）
----------	----------------------

分 類	条 項	内 容
他規程参照	第 1 条	定款 第 45 条第 4 項
他規程参照	第 2 条	定款 第 2 条
条項不備	第 3 条第 1 項	業務を行う時間帯が実態と合っていない。
他規程参照	第 4 条	定款 第 46 条各号
他規程参照	第 7 条第 1 項	定款 第 45 条第 2 項
条項不備	第 8 条	「事務局の運営に必要な事項」（理事会の承認を得て会長）が必要であれば定める必要がある。 部屋の鍵の管理、防火管理、情報管理等は定めた方がよいのではないか。

千葉県社会福祉士会規程類チェック20080713 12費用弁償

12 費用弁償に関する規程

< 改廃手順 >	総会承認（出席した正会員数の過半数の同意）
----------	-----------------------

分類	条項	内 容
他規程参照	第1条	定款 第16条第2項、同第3項
他規程参照	第2条第1項第1号	定款 第6章
他規程参照	第2条第2項第2号	定款 「定款による機関及び補助組織」（定款で定義していない）
条項不備	第3条第2項	「日当を支給することができる範囲及び金額」（理事会）を定める 必要がある。
条項不備	第6条	別に定める「費用請求書」が規定類上は定められていない。
条項不備	第7条第2項	別に定める「費用精算書」が規定類上は定められていない。
条項不備	第8条	「必要な細目事項」（理事会）が必要であれば定める必要がある。

千葉県社会福祉士会規程類チェック20080713 13委員会

13 委員会の設置及び運営に関する規程

< 改廃手順 >	理事会承認（出席した理事の過半数の同意）
----------	----------------------

分 類	条 項	内 容
条項不備	全般 第10条	委員会と部会、また、委員と部会員の位置づけが明らかにされていないため、この規程は実質的には複数の部会を有さない委員会にしか適用されない。 したがって、第10条に定める委員会の開催の規程は、複数の部会を有する委員会では無意味である。
他規程参照	第2条第2項第2号	定款 「定款による機関及び補助組織」（定款で定義していない）
他規程参照	第6条	定款 第14条
運用不備	第12条第3項	委員の専任の手続きのうち、「理事会の承認経て、会長が委嘱」については、一部の委員会が理事会に報告しているのみであり、実際には運用されていない。
条項不備	第15条	「費用弁償に関する規則」ではなく、「費用弁償に関する規程」が正しい。
条項不備	第16条	「委員会の運営等に関する必要な細目事項」（理事会）が必要であれば定める必要がある。

千葉県社会福祉士会規程類チェック20080713 14組織規程

14 組織規程

< 改廃手順 >	理事会承認（出席した理事の過半数の同意）
----------	----------------------

分 類	条 項	内 容
他規程参照	第 1 条	定款 第 4 条
他規程参照 条項不備	第 2 条第 4 項 (第 3 項か)	定款 第 14 条 (参照条文に誤り)
他規程参照 条項不備	第 3 条	定款 第 45 条 (参照条文に誤り)
他規程参照 条項不備	第 4 条第 1 項	経理規程 第 7 条第 1 項 「会計担当理事」ではなく、「財政担当理事」が正しい。
他規程参照 条項不備	第 4 条第 2 項	定款 第 14 条 (参照条文に誤り)
他規程参照 条項不備	第 6 条	「地区の活動及び運営に関する事項」(理事会)を定める必要がある。
他規程参照 条項不備	第 7 条	定款 第 20 条、第 29 条 (ともに参照条文に誤り) 部会の位置づけを明らかにすべきである。
他規程参照 条項不備	第 8 条	「審議機関の運営に関する事項」(理事会)を定める必要がある。
他規程参照	第 9 条	本部定款 第 44 条
他規程参照	第 11 条第 1 項	本部定款 第 15 条
他規程参照 条項不備	第 11 条第 2 項	本部代議員選出規則、当会の代議員選任規程及び代議員選出細則 代議員選出細則が定められていない 「及び」と「並びに」の使用法が間違っている。
条項不備	第 12 条	組織図が平成 20 年 6 月時点の実態と合っていない。

千葉県社会福祉士会規程類チェック20080713 15慶弔見舞

15 役職員慶弔見舞金規程

< 改廃手順 >	理事会承認（出席した理事の過半数の同意）
----------	----------------------

分 類	条 項	内 容
他規程参照	第 2 条第 3 号	定款 第 2 条

千葉県社会福祉士会規程類チェック20080713 16法人後見

16 法人後見に関する規程

< 改廃手順 >	理事会議決（出席した理事の過半数の賛成）
----------	----------------------

分 類	条 項	内 容
一	全般	法人後見を受任しているのか、そもそも受任する意思が委員会の各委員にあるのか。
他規程参照 条項不備	第 1 条	定款 第 4 条第 1 号（参照条文に誤り）
他規程参照 条項不備	第 8 条第 2 項	業務報告の「報告の時期及び様式等」を定める必要がある。
運用不備	第 9 条	法人後見業務第三者委員会を立ち上げているのか。
他規程参照 条項不備	第 11 条	「業務に要した費用及び報酬、並びに外郭団体等に委託した場合の取り扱い」を定める必要がある。
他規程参照 条項不備	第 15 条第 2 項	「苦情申立の手続き」を定める必要がある。
条項不備	第 16 条	「保障」ではなく「補償」が正しい。
条項不備	第 17 条	法人後見に関して「必要な事項」（会長）が必要であれば定める必要がある。また、「会長が定める」としているが、他の規程と同様にすべきである。
条項不備	第 18 条	規程の改廃に関して、「理事会において議決」としているが、他の規程と同様にすべきである。

千葉県社会福祉士会規程類チェック20080713 17代議員

17 代議員選任規程

< 改廃手順 >	理事会承認（出席した理事の過半数の同意）
-----------------------	-----------------------------

分 類	条 項	内 容
他規程参照	第 1 条	本部定款 第 15 条
条項不備	第 2 条	組織規程第 11 条第 2 項と関連を明記する必要がある。
他規程参照	第 3 条	本部代議員選出規則 第 6 条
他規程参照	第 4 条	本部代議員選出規則 第 10 条
他規程参照	第 7 条	本部代議員選出規則 第 6 条第 1 項第 1 号 「規則」ではなく「本部規則」が正しい。
条項不備	第 11 条	本部代議員選出規則 第 10 条 「規則」ではなく「本部規則」が正しい。
他規程参照	第 13 条第 1 項 第 2 号	本部代議員選出規則 第 11 条
条項不備	—	組織規程第 11 条第 2 項と関連するため、細則への委任規定を定める必要がある。

千葉県社会福祉士会規程類チェック20080713 99その他

99 その他

1. 「規程集」として、きちんと文書管理を行う必要がある。
2. 下記についても、「規程集」として一元管理する必要がある。

- 介護サービス情報公表調査事業関係 . . . 千葉県に提出済み
 - ・介護サービス情報公表調査事務規程
- 介護サービス情報公表調査員養成研修関係 . . . 千葉県に提出済み
 - ・介護サービス情報公表調査員養成研修課程学則
- 福祉サービス第三者評価事業関係 . . . 千葉県に提出済み
 - ・福祉サービス第三者評価事業に関する苦情窓口及び処理に関する規程
 - ・福祉サービス第三者評価事業における倫理規程
 - ・福祉サービス第三者評価事業における守秘義務及び倫理に関する要綱

○その他

上記のほか、各委員会、各部会で定め規程集として管理すべきもの

3. 下記の規程を作成すべきである。

○情報管理規程（個人情報保護規程）

<理由>

当会の事業運営に際しては、それぞれの会員がそれぞれの情報機器を使用して個人情報を収集しており、個人情報の保護に対する具体的な運用手順が組織として定めたうえで、きちんと運用していく必要がある。

本部の会員のしおりには「個人情報保護ガイドライン」が記載されているが、実際の事業運営に際して、どのようなデータを収集し、部会員等がどう管理し、最終的に会にデータをどのように移管（電子メールを使用することの是非、使用を可とする場合はプロバイダに情報が滞留することや誤送信を想定したリスクへの対応方法等）し、部会員等がきちんと削除するのか、情報漏洩が発生した場合の対応手段等の具体的な運用方法までは記載されていない。

部会員の個人情報を勤務先の情報機器で扱ったうえ、相手先が部会員とは言え限度を超えた情報を漏洩させた理事がいるが、それに対して未だに的確に対応していないばかりか、会に対して正式な苦情を上げたにもかかわらず、放置したままであるという事実が平成19年に発生している。

2008.7.27 千葉県社会福祉士会理事会資料

事務局

前回配布いたしましたとおり、報告資料は事前確認を原則といたします。各委員会および部会からの活動実績を含めた報告は、既にお送りした書式により理事会開催前週の水曜日(16 日)までに資料を事務局へ送付してください。

理事会にて議論を求める内容につきましても、同様に理事会開催前週の水曜日までに議案を事務局へ送付してください。事務局が取りまとめた上で各理事に送信いたします。

報告への質疑および議案への意見につきましては、事務局にて取りまとめ事前配布いたしますので理事会開催週の水曜日(23 日)までにお寄せください。

当日は事前の意見を踏まえた上で議論を深め、結論を出しますのでご協力下さい。

議題 1. 「虐待対応専門職チーム」および「地域における虐待対応研修実施体制構築」モデル事業への取り組みについて

別添「モデル支部募集案内」および「虐待対応専門職チームの取り組み並びに効果に関する調査のお願い」を参照してください。

平成 18 年度第 2 回理事会において、在宅高齢者虐待対応専門職チームもついてはぱあとなあで対応としています。これまでの経過報告を受けた上で、本会としての今後の取り組みに向けて、より効果的な体制を再考します。

関連すると考えられる委員会（主にはぱあとなあ千葉運営委員会と総合相談委員会）は、事前に委員会内で協議し委員会としての提案を事務局に送付してください。

議題 2. 会と会員間の契約関係について

前回理事会において、報酬の発生する(法定業務独占の)士業業務は会員外への委託を基本と確認しています。これは会員、特に理事が行うことで報酬が発生した際に利益相反となるおそれがあること、会から支払われる報酬の透明性を確保することが主な理由です。

が、自己契約の禁止を徹底すると、会で主催する研修での講師を会員が勤められず、勤めた場合も無償となります。

各理事の意見を事前に事務局へ送信下さい。取りまとめて報告資料と共に送信します。

議題 3.理事会内の連絡方法について

現在、理事への連絡は全て事務局を経由して行っております。理事が検討すべき事項については理事会で議題として取り上げ、取りまとめた上で一括送付し審議内容は議事録に残すことを前提としておりますが、随時意見交換できるようメーリングリスト等の活用が提案されています。

実施の賛否を問いますので事前に意見送付願います。

尚、E-mail を利用していない理事もいらっしゃいますので、実施に際しては随時事務局から fax 送信する等の対応が必要になります。また、E-mail アドレスの公開を望まない方もいらっしゃいますが、設定で発信者アドレスを非公開にすることは可能です。

議題 4.本会の担うべき社会貢献活動について（前回理事会からの継続審議事項）

ア.公益法人としての社会的責任

イ.公益法人制度改革

(http://www.gyoukaku.go.jp/siryou/koueki/index_pamphlet.html 参照)

上記二点に鑑み、本会の今後の方針性を時間の許す限り議論いたします。

千葉県健康福祉部健康福祉政策課ミニタウンミーティング

別添 pdf ファイルの要綱によるミニタウンミーティングの実施を千葉県健康福祉部健康福祉政策課から依頼受けており、今回理事会の時間(11:30~12:00)を利用して実施いたします。

資料は膨大になるため、別途郵送いたします。お目通しいただいた上で県担当者との意見交換に臨んでいただくようお願ひいたします。なお、事前に本会として要望すべき意見をとりまとめますので、事務局へ意見送付願います。

平成 20 年度第 2 回理事会 議事資料〇〇

平成 20 年度の収支見込みの把握、会員としての活動における金銭の透明化について

財政担当理事：稻永

平成 20 年度の当会の財政状況については、予備費が計上されていないこと、また、最大の収入源である介護サービス情報の公表調査事業の調査手数料の平均 35 % の減額を受け、非常に危ういものとなることが予想される。

また、一部の個人にとどまっているものの、他の支部会員において、金銭を巡る不祥事により本部の倫理委員会に付託され懲戒の対象となった案件が発生している。

このため、下記を実施することを提案する。なお、今後は定期的に実施することについても併せて提案する。

記

1. 平成 20 年度の収支見込みの把握

・・・ 事業単位に以下について提出する。(提出する様式と提出時期については別途提示)

<事業実施に際して収入される科目（案）>

- 他機関（公的機関、独立行政法人、共同募金、その他）からの補助金・助成金
- 会員を対象者とする収入金（端的に言えば、会員からの売上）
- 会員以外の者を対象者とする収入金や手数料（端的に言えば、会員以外からの売上、請負契約も含む）
- 当会の保有する流動資産（端的に言えば、会費、支部への還元金、他事業の利益相当分をあてにしたもの）
- その他の収入

<事業実施に際して支出される科目（案）>

- 謝金 ・・・・・・・ 講師や事業従事者への報酬
- 外注工賃 ・・・・・・・ 外注費用
- 旅費交通費 ・・・・・・・ 交通費、宿泊費
- 通信費 ・・・・・・・ 郵便料金、電話代等
- 広告宣伝費 ・・・・・・・ ここでは事業推進のために実施した特別な広告等の印刷や費用
- 損害保険料 ・・・・・・・ 事業実施者のための損害保険の保険料等（労災保険適用の場合は別）
- 消耗品費 ・・・・・・・ 事務用品、コピー代金、使用可能期間が 1 年未満の備品
- 新聞書籍費 ・・・・・・・ 新聞雑誌、テキスト代等
- 雑費 ・・・・・・・ その他の支出
- 事務費拠出金 ・・・・・・・ 事務局職員の賃金、福利厚生費、その他の事務費拠出金

<その他>

- 謝金に対する源泉所得税預かり金
- 福利厚生費預かり金

2. 会員としての活動における金銭の透明化について

・・・ 以下について提出する。(提出する様式と提出時期については別途提示)

平成 19 年度に委員会（部会）活動、当会が推薦した委員としての実施活動のすべてについて、

- ① 当会が謝金・報酬・必要経費として支払ったもの
- ② 外部の者が謝金・報酬・必要経費として支払ったもの

を個人単位に報告する。なお、金額の多少は問わず、すべて報告対象とする。

事務連絡

2008年7月3日

都道府県社会福祉士会会長様

日本社会福祉士会事務局

2008年度厚労省補助金事業

「市町村における虐待対応の専門的人材の育成を目的とする研修基盤の整備に関する調査研究」事業の協力支部募集について（予告案内）

本会は、権利擁護センターばかりを母体とする「虐待対応ソーシャルワークモデル研究会」において、2007年度に厚労省補助金事業として「地域の高齢者虐待対応におけるソーシャルワークアプローチに関する調査研究・研修プログラムの構築事業」を実施したところです（本研究事業の報告書については支部に送付済です）。

2008年度においては、引き続き厚労省補助金事業として標記事業を実施することとなりました（研究事業全体の概要は別紙1参照）。

今年度事業の一環として、行政と連携して市町村（あるいは都道府県）での虐待対応にあたる専門的研修基盤の整備を目的として、全国5箇所のモデル地区を設定し、研修実施における課題、研修計画等を検討し、研修体制を具体的に整備するモデル事業を予定しています。（モデル事業案は別紙2参照）

モデル地区として協力頂く支部の募集については、7月の常任理事会の検討後正式にご依頼させて頂きますが、募集の締切を8月20日頃とする予定ですので、あらかじめ支部でご検討いただくため、モデル事業の実施案についてご案内する次第です。

ご多忙中恐縮ですが、モデル事業の応募について支部でのあらかじめの検討をお願いする次第です。

以上

添付 別紙1 平成20年度老人保健健康増進等補助金事業実施計画書

別紙2 「地域における虐待対応研修実施体制構築」モデル事業について
<連絡先>

社団法人日本社会福祉士会事務局（小幡、清水）

TEL:03-3355-6546 FAX:03-3355-6543 Email:obata@jacsu.or.jp

別紙1

**平成 20 年度老人保健健康増進等事業
実施計画書及び国庫補助協議額内訳書**

1. 実施計画書

都道府県、市町村又は団体名 (社)日本社会福祉士会	代表者名 村尾 俊明
------------------------------	---------------

区分番号	3	区分記号	才
------	---	------	---

① 事業名	市町村における虐待対応の専門的人材育成を目的とする研修基盤整備に関する調査、研究
[新規・継続(○○年度から) 事業の別]	[新 規] · 繼 続 (年度から)]
② 事業実施目的	<p>【虐待対応にあたる専門的人材の確保】 複雑化する高齢者虐待の対応には専門的人材の養成が不可欠であり、高齢者虐待防止法でも国及び地方公共団体、市町村の責務の一つとして「専門的人材の確保及び資質向上図るための研修実施」が挙げられている。</p> <p>【市町村の格差とサポートする仕組みの必要性】 一方、厚生労働省による調査結果では、高齢者虐待対応のための地域包括支援センター等関係者への研修を実施している市町村は 45.2% にとどまっている。また、専門的人材の養成には虐待対応機関内におけるスーパービジョン、マニュアルや業務指針等の整備が効果的だと思われるが、マニュアルや業務指針の整備は 22.9% と著しく立ち後れている。 このように専門的人材の養成、確保は市町村により格差が生じているのが現状であるが、体制整備の遅れている市町村が独自に研修プログラムを組み立て実施することやマニュアル等を整備することには難しい面があると思われ、この面での市町村の取り組みを促しサポートする仕組みが必要である。</p> <p>【専門研修プログラムの開発～平成 19 年度事業～】 本会は、地域において虐待対応が適切に実施されるためには「専門的人材の確保及び資質の向上」のための研修システムの構築が重要であるとの認識に立ち、平成 19 年度に未来志向研究プロジェクトの補助を得て「地域の高齢者虐待対応におけるソーシャルワークアプローチの調査研究並びに研修プログラム構築事業」を実施し、以下の成果を得た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域包括支援センターで虐待対応権利擁護業務に従事する者が虐待対応にあたる上で求められるソーシャルワーク的視点や実践上のポイントを「虐待対応ソーシャルワークモデル」として整理した。 ② 上記①を反映した「虐待対応専門研修カリキュラム」を開発した。(参考資料 1) <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象：地域包括支援センター現任者で虐待対応、権利擁護業務に専門的対応を求められる者 ・ 内容：5 日間 28.5 時間、講義 8 科目 13.5 時間、演習 5 科目 15 時間

	<p>【市町村における研修システム構築の基盤整備～19年度事業の発展～】</p> <p>本会は、平成19年度事業を更に発展させ、市町村（あるいは都道府県）が独自に虐待対応にあたる専門的人材の研修が実施できるようにするための研修基盤を整備することを目的にして標記事業を実施したい。</p>
③ 事業内容	<p>(1) 委員会の設置</p> <p>①研究委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的：本事業全体を企画し、運営するために設置する。 ・委員：8名を予定（識者、弁護士、社会福祉士） ・回数：4回を予定 <p>②研修教材開発作業委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的：研修教材の開発を行うために設置する。 ・委員：5名を予定（識者、社会福祉士） ・回数：6回を予定 <p>③ツール開発作業委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的：虐待対応ツール（アセスメントシート等）の開発を行うために設置する。 ・委員：4名を予定（識者、社会福祉士） ・回数：6回を予定 <p>④市町村の研修実施体制構築検討作業委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的：市町村（都道府県）研修実施体制を検討するため設置する。 ・設置箇所：モデル地区5箇所（大都市、中都市、小都市から選定） ・委員：各5名を予定（地区の社会福祉士、弁護士、行政関係者等） ・回数：各3回を予定 <p>(2) 虐待対応にあたる専門的人材の養成に関する調査</p> <p>①調査先、調査方法：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内 アンケート調査 全国の市町村（約1800箇所） ヒアリング調査 先進地の自治体（3箇所） ・海外 ヒアリング調査 アメリカ <p>②目的、調査内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内調査では、自治体における虐待対応の専門研修を実施している自治体の研修プログラム、実施体制、課題、効果等についてアンケート調査、ヒアリング調査を行い、自治体における虐待対応研修の基礎資料を得る。また、実施していない自治体については、実施できない理由、実施するための課題等についてアンケート調査を行う。 ・海外調査では、日本におけるプロフェッショナルモデルとしての虐待対応ソーシャルワークを海外に発信するとともに、調査や意見交換をとおして、方法論の開発・発展に資するデータやツール等についての調査を行う。特に北米の成人保護サービス等の先駆的実践から、日本の高齢者虐待対応における大きな課題である初動体制における判断基準や対応手順について参考としたい。また虐待ソーシャルワークの「予防」における方法論についての情報収集を行う。 <p>(3) 研修プログラムの検証と研修基盤整備</p> <p>平成19年度事業で虐待対応専門研修プログラムの開発を行ったの</p>

	<p>で、その試行研修（平成 20 年度の本会独自事業として実施）を踏まえた研修プログラムの検証を行いうとともに、市町村で研修を実施するための基盤整備を行う。</p> <p>①教材等の検討、開発：</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門研修プログラムの試行研修での検証を踏まえ、その内容を反映した研修教材を作成する。 <p>部数：3000部（全国の市町村等に配布）</p> <p>②虐待対応に関連したツールの開発</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域包括における虐待対応のソーシャルワーク技術の展開及びその標準化のために必要なアセスメントシート等のフォーマット（書式）を研究し、開発する。 <p>③研修内容の教授法の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 試行研修の検証を踏まえ、講義や演習の効果を上げるための教授法の検討をおこなう。 <p>回数：1回（東京）</p> <p>対象：モデル研修開催地の担当者（3名×5箇所）</p> <p>（4）市町村の研修実施体制構築のための検討</p> <p>市町村（都道府県）研修実施体制を検討するための検討会をモデル地区 5 箇所に設置し、検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> モデル地区：5 箇所（大都市、中都市、小都市から選定） <p>なお、本事業を引き継ぐ形で平成 21 年度事業として下記の事業を予定している。</p> <p>（1）市町村（都道府県）におけるモデル研修の開催</p> <p>開発された教材やツールを用いてモデル研修を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 開催地域：市町村（都道府県）5 箇所 対象者：地域包括支援センターの現任者等 実施体制：主催（本会、開催地域の本会都道府県支部） ※市町村（都道府県）の協力を得て実施する <p>（2）研修効果の検証</p> <p>モデル研修実施を踏まえ、研修効果を都道府県、市町村担当者を交え検証する</p> <ul style="list-style-type: none"> ①検証検討会：5 箇所 各 1 回 ②アンケート調査：受講者、自治体関係者等
④ 国庫補助協議額	17,377千円 → (内定額13,800千円)
⑤ 事業実施予定期間	平成 20 年 4 月 1 日 から 平成 21 年 3 月 31 日
⑥ 事業実施予定場所	東京都、他
⑦ 事 業 の 効 果 及び活用方法	<p>(1) 自治体における効果</p> <p>①市町村（または都道府県域）で虐待対応に従事する専門的人材の資質の</p>

	<p>向上を図るための研修に関する基盤として研修プログラムに加えて教材等を整備することができる。</p> <p>②上記を市町村（または都道府県）に提示することによって、市町村（または都道府県）が独自に同研修を実施することが可能となる。</p> <p>(2) 社会福祉士会としての地域貢献</p> <p>本会として、高齢者虐待防止法施行 3 年目における地域をベースとした人材養成に以下の貢献が可能となる。</p> <p>①地域包括支援センターで虐待対応権利擁護に業務従事者の虐待対応力の標準化、平準化を図ることに貢献できる。</p> <p>②虐待対応ソーシャルワークモデルの普及によって虐待対応の質の向上を図ることにより更なる権利擁護に貢献できる。</p> <p>③高齢者虐待防止法の理念の達成と法の具体的運用の推進を図ることに貢献できる。</p>
⑧ 過去3カ年の事業名 (交付額)(実施年度)	<p>地域の高齢者虐待対応におけるソーシャルワークアプローチに関する調査研究並びに研修プログラム構築事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付額 10,838,000円 ・平成 19 年度

- (注) 1. 事業ごとに別様とすること。
2. 「区分番号」及び「区分記号」欄には、事業の内容に応じた別表の区分番号等及び区分記号を記入すること。
3. ②は、実施する事業の目的を簡潔かつ具体的に記入すること。
4. ③は、実施する事業の具体的な計画や方法等を詳細に記入すること。
なお、事業の実施に当たって参考となる資料があれば添付すること。
5. ⑧は、過去3カ年に「老人保健健康増進等事業」で実施した全ての事業について、事業名及び交付額、実施年度を記入すること。
6. 調査事業を計画している場合については、別添「調査事業計画書」を添付すること。

別添

調査事業計画書

都道府県、市町村又は団体名 (社)日本社会福祉士会	代表者名 村尾俊明
------------------------------	--------------

調査名	市町村における虐待対応従事者の研修システムに関する調査
調査対象	調査対象地区等 虐待対応従事者の研修システムを有する国内外の自治体 ・国内：アンケート調査（全国の自治体） ヒアリング調査（3箇所） ・国外：アメリカ
	調査対象者等 国内：自治体 国外：アメリカの州担当部局
	悉皆・抽出の別 (悉皆・抽出) ※抽出の場合は抽出方法 国内：アンケート調査 全国の市町村 ヒアリング調査 大都市、中都市、小都市から1箇所づつ 国外：日本に参考となるシステムを有するアメリカの州
	調査方法 (聞き取り、郵送等の方法を具体的に記入) ①国内調査 ・アンケート調査 郵送調査 ・ヒアリング調査 質問票の送付と訪問によるヒアリング ②国外：訪問による情報収集
調査客対数 国内：アンケート調査 約1800箇所 ヒアリング調査 3箇所 国外：1箇所	
調査内容 (主要調査事項及び内容) 1, 国内 ①アンケート調査 ・研修ニーズ、研修実施状況、困っていること、地域包括の社会福祉士に望むこと、専門職チームについて、等 ②ヒアリング調査 ・自治体における虐待対応従事者研修のプログラム内容 (時間数、教材、アセスメントシート等のツール等の有無、プログラム組み立て上の工夫、等) ・実施体制、実施状況 ・実施しての効果、今後の課題、等 2, 海外 ・人材育成の方法論の開発やそのためのデータやツール等に関する情報収集	
調査時期	平成20年8月～平成21年3月
調査結果の所要集計項目	調査内容の各項目
その他参考事項	

「地域における虐待対応研修実施体制構築」モデル事業実施案（別紙2）

1. 目的

高齢者虐待防止法で規定している地方公共団体の責務である「専門的人材の確保のための関係機関職員の研修」を推進するため、本研究会で開発した研修プログラム、教材等を活用し、市町村（あるいは都道府県、広域連合）圏域で独自に虐待対応者のための研修の実施体制を整備することを目的に実施するものです。

＜モデル事業・全国5箇所＞

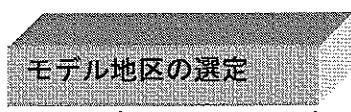
2. 事業内容

(1) 虐待対応研修の地域での実施体制の検討、整備

(2) 2009年度研修実施計画の策定

なお、モデル支部には2009年度においてモデル研修の実施（行政との共催、受託事業も可）を実施して頂く予定です。

3. 事業イメージ



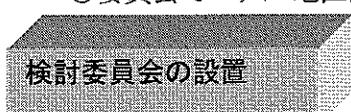
【7月～8月】

＜モデル地区イメージ＞

- 特定の圏域で行政と連携し地域を基盤とした独自の研修体制が整えられる支部。
- 特定の圏域は市町村単位、都道府県単位、広域単位のいずれも可能であるが、実施体制の検討、計画策定、研修実施にあたり行政と具体的な連携がとれることが必要。

＜選定方法＞

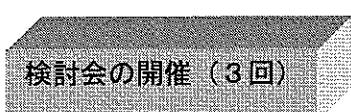
- 支部にモデル事業の呼びかけ、募集（7月初）
- 委員会でモデル地区決定（8月末）



【9月～10月】

- 委員：5名（社会福祉士、弁護士、行政関係者等）

※行政関係者の参加は必須とする。



【10月～12月】

＜第1回＞

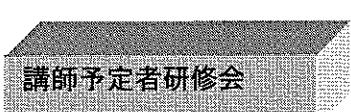
- ・当該圏域における虐待対応の現状と専門研修等の実状の把握
- ・研修実施にともなう課題の整理

＜第2回＞

- ・研修計画骨子の検討（実施体制、実施方法、対象者、予算）
- ※来年度モデル研修の実施についての補助金獲得は不明のため、予算化が必要

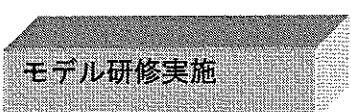
＜第3回＞

- ・研修実施計画の策定（開催日、講師等）



【2月】

- モデル研修講師を対象に、研修プログラム、教授法の伝達研修を実施。



【2009年4月～8月頃】

※研修実施は行政との連携による独自事業（行政との共催や受託事業を目指す）。

※委員会は、検討会と協力し研修プログラム、効果の検証を実施する。

4. モデル事業予算（1支部あたり・予定）

区分	科目	額	適用
検討会経費	検討会委員謝金	249,990	@16,666×5人×3回
	検討会旅費	56,450	@3,430円×5人×3回
	会議費	7,500	@500円×5人×3回
	会場借り上げ	65,880	@21,960円×3回
	通信費	3,600	@240円×5人×3回
	計	383,420	
その他	連絡会参加旅費	実費	1回
	講師研修会旅費	実費	1回

5. モデル事業の効果

モデル事業を実施することで、支部として以下の効果が期待できます。

- ①自治体との連携に基づいて、地域での虐待対応研修の実施の体制が整備でき、次年度の研修実施の計画が立てられます。
- ②そのことを通じて、地域の虐待対応者のスキルアップの方策が可能となります。
- ③この体制整備のための検討に30万程度の助成がつきます。

6. モデル事業実施の応募、決定

- ①募集モデル支部：
 - ・5支部
- ②申込方法：
 - ・別紙のモデル事業実施申込書を8月20日までに本会事務局に送付して下さい。
- ③申込にあたっての考慮して頂きたいこと
 - ・応募にあたっては、モデル研修実施地域を特定し、該当行政との連携がとれることを考慮してください。
 - ・次年度の研修開催は、独自事業（行政との共催等）となることが予想されますので、研修実施の見通しも含めて考慮してください。
- ④モデル事業実施支部の選定
 - ・地域性及び実施計画等を考慮して委員会で決定し、8月末に通知します。

7. 事業費の支払、事業報告・収支報告

- ①事業費のうち、検討会経費は、12月頃振り込みます。
- ②委員会参加旅費、講師研修会参加旅費は、発生時に支払います。
- ③事業報告、収支報告を2月末までに行う必要があります。収支報告には、領収書、支払明細を添付が必要です。

8. その他

- ①本事業遂行のため、責任者（検討会委員長）を置いて下さい。
- ②委員会は、次年度に開催するモデル研修の検証（プログラム、効果等）を行いますので、ご協力下さい。

日本社会福祉士会（清水） FAX 03-3355-6543
 E-mail shimizu@jacsu.or.jp

「地域における虐待対応研修実施体制構築モデル事業」申請書

標記モデル事業の申請をします。

2008 年 月 日

支部名 :

代表者 :

支部名	
本事業を申請する理由	
支 部 の 体 制	本事業の管轄委員会等
	本事業の責任者
	連絡先
事 業 実 施 に つ い て	<input type="checkbox"/> 都道府県域 <input type="checkbox"/> 広域 (具体的に) <input type="checkbox"/> 市町村域 ()
	上記圏域を設定した理由
上記圏域での行政との連携	<input type="checkbox"/> 行政担当者会員である <input type="checkbox"/> 常日頃連携がとれている <input type="checkbox"/> 必要に応じて連携をとれる体制にある <input type="checkbox"/> これからである
	特記事項
検討会の想定委員	①行政担当者 : ② ③ ④ ⑤

2008年7月3日

都道府県弁護士会
都道府県社会福祉士会
虐待対応専門職チーム担当者様

日本弁護士連合会高齢者障害者の権利に関する委員会
日本社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ

虐待対応専門職チームの取り組み並びに効果に関する調査のお願い

日本弁護士連合会高齢者障害者の権利に関する委員会と日本社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあは両会の連携協議において、2006年4月に地域包括支援センター等の虐待対応を支援する目的で都道府県単位に「在宅高齢者虐待対応専門職チーム」を設置する取り組みを呼びかけたところです。

この取り組みは、両会の単位会・支部の努力によって全国的広がりを見せており、同チームを活用した都道府県からの「高齢者権利擁護等推進事業」の受託や市町村との契約など行政や関係機関からも注目されてきています。

このたび、両会は、虐待対応専門職チームの現在の取り組み状況を把握とともに、その効果や課題について検証するため、アンケート調査を実施することになりました。

ご多忙中誠に恐縮ですが、主旨をご理解のうえ調査にご協力頂きたくお願ひ申し上げます。

以上

【お問い合わせ】

●日本弁護士連合会人権部人権第2課（大村真理）

TEL : 03-3580-9512 (直通) FAX : 03-3580-2896 (14階事務局共通)

Email : oomuram@nichibenren.or.jp

●日本社会福祉士会事務局企画3課（小幡秀夫、清水克則）

TEL : 03-3355-6541 FAX : 03-3355-6543 Email:obata@jacsw.or.jp

虐待対応専門職チームの取り組み並びに効果に関する調査実施要領

1. 目的

○虐待対応専門職チームの取り組みが両会の単位会・支部の努力によって全国的広がりを見せており、現在の取り組み状況を把握とともに、専門職チームの効果や課題について検証し、①単位会、支部に情報提供し、専門職チームの一層の推進を図るとともに、②国、地方自治体等への働きかけの基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査内容

- ①調査内容は、別紙調査票を参照ください。
- ②「調査 1：専門職チームの活動状況」は全単位会、支部でお答え下さい。
- ③「調査 2：専門職チームのアドバイス事例」は、専門職チームを設置し、稼働している単位会、支部でお答え下さい。記入にあたっては、以下の点を確認下さい。
 - ・事例内容は、専門職チームの効果や課題が現れていると思う事例を選定してください（1都道府県 3 事例程度まで）。
 - ・個人が特定できないよう、固有名詞は用いずアルファベット表記するなど個人情報に配慮下さい。

3. 回答にあたってのお願い

- ①回答は、弁護士会・社会福祉士会で協議の上作成してください。
- ②回答は、2008年8月10日までに、日本社会福祉士会事務局に、FAX、Email、郵便で返送下さい。

4. 調査の活用

- ①両会の会議等を通じたアピール
 - ・弁護士会：権利擁護の集い（10月、岡山）
 - ・社会福祉士会：支部長会議（9月）、ばあとなあ全国担当者会議（11月）
地域包括全国研究集会（11月）
- ②厚労省、地方公共団体へのアピール

5. スケジュール（予定）

- 5月：調査票完成
- 7月：調査実施（締切8月10日）
- 8月～9月：まとめ
- 9月：公表

以上

【調査 1】 「在宅高齢者虐待対応専門職チーム」の活動状況

単位会・支部	回答者名

1. 虐待対応チームの設置について、下記からお選び下さい。

①設置した (設置した時期 年 月) 質問 2 以下にお答え下さい。②設置予定 (予定している時期 年 月)③検討中

検討状況をお書き下さい

④設置は困難である

困難な理由をお書き下さい

質問は以上です。
ありがとうございました。

【以下の質問は①設置済の回答者で記入下さい。】

2. チーム登録メンバーについて

①チーム登録メンバー

社会福祉士会 () 名	どのような方がメンバーになっていますか
弁護士会 () 名	どのような方がメンバーになっていますか

②登録メンバーの研修、学習会等をこれまでに行ってていますか。行っていればその内容を下記にお書き下さい。 (プログラム内容が分かる資料があれば、添付して下さい)

--

③チームの連携体制はどのように担保されていますか。連絡会等は定期的に開催されていますか。

--

3. 活動状況について

【2007年度事業と活動実績】

①専門相談及び専門相談員派遣活動

形態	事業内容	実施期間	受託・契約料	実績（件数）
□都道府県との委託契約				
□市町村との委託契約	契約市町村数（　　）			
□独自事業				

②その他の活動

活動項目	活動実績	受託・契約料
担当者研修への関与		

【2008年度事業】

①専門相談及び専門相談員派遣活動

形態	事業内容（予定）	受託・契約料
□都道府県との委託契約		
□市町村との委託契約	契約市町村数（　　）	
□独自事業		

②その他の活動

活動項目	活動内容（予定）	受託・契約料
担当者研修への関与		

4. 専門相談員の派遣時の財政的手当（日当・旅費の支給）について

□手当てしている

- ・弁護士（日当：　　円、旅費　　円）
- ・社会福祉士（日当：　　円、旅費　　円）

□特に手当てしていない

財政的手当に関するご意見を記入下さい

5. 専門相談及び専門相談員派遣の流れについて簡単にご記入下さい。

--

6. 虐待対応に係る体制整備、強化のために市町村、地域包括支援センター等に働きかけた活動があれば記入下さい。

--

7. 虐待専門職チームの事業の効果について、お気づきの点をご記入下さい。

専門相談・専門相談員の派遣事業	
その他事業	

8. 専門職チームの今後の活動についての課題でお気づきの点があれば記入下さい。

区分（複数可） <input type="checkbox"/> ①登録メンバーの確保 <input type="checkbox"/> ②登録メンバーのアドバイス力の向上 <input type="checkbox"/> ③都道府県、市町村に活用する意思が乏しい <input type="checkbox"/> ④その他（ ）	内容
---	----

【調査 2】 専門職チームのアドバイス事例

単位会・支部	回答者名

※専門職チームがケア会議等に参加して行ったアドバイス事例について記入下さい

※自由記述回答欄が不足する場合は、各欄を拡大し、2枚になっても結構です。

事例テーマ	
事例の概要	
派遣依頼	<p>内容</p> <p>依頼先 <input type="checkbox"/> 市町村 <input type="checkbox"/> 地域包括 派遣者 <input type="checkbox"/> 弁護士 名 <input type="checkbox"/> 社会福祉士 名</p>
ケア会議での検討状況	<p>参加メンバー <input type="checkbox"/> 市町村 () <input type="checkbox"/> 地域包括 <input type="checkbox"/> その他</p> <p>検討された項目・内容 (複数回答) 区分 1 事実確認関連 <input type="checkbox"/> 緊急性判断、<input type="checkbox"/> 立入調査の要否 <input type="checkbox"/> その他 () 2 支援方針関連 <input type="checkbox"/> 本人意思と保護分離 <input type="checkbox"/> 養護者支援、 <input type="checkbox"/> 成年後見の利用 <input type="checkbox"/> 支援ネットワーク構築 <input type="checkbox"/> その他 () 3 市町村権限発動 <input type="checkbox"/> 立入調査 <input type="checkbox"/> 措置 <input type="checkbox"/> 市町村長申立 <input type="checkbox"/> 面会制限 <input type="checkbox"/> 居室確保 <input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>特記事項</p>
アドバイス内容	<p>弁護士</p> <p>社会福祉士</p>
アドバイスの効果	
その後のケースの状況	